

第1 国家観の変遷

C

1 絶対王政から近代民主政治へ

16～18世紀のヨーロッパは、神が国王に統治権力を授けたとする王権神授説に基づき、国王が強い権力をもって国民を支配する絶対王政（国王に全権力が集中した政治体制のことをいう）の時代であった。

しかし、絶対王政のもとで実力を蓄えていた市民階級（ブルジョア貴族や労働者階級の者ではなく、産業の発展により富を得た商工業者などの有産階級の者をいう）は、17世紀以降、市民革命によって君主から主権を奪い取り、近代民主政治が成立した。

2 夜警国家から福祉国家へ

18世紀の政府の機能は国防や治安維持などに限定されるべきであると考えられていた（夜警国家）。しかし、国家の不干渉によって、19世紀末以降、恐慌や失業等が表面化し、社会内の不平等が顕著となった。

そこで、不平等を是正するために国家が国民生活に積極的に介入することが要請されるようになり（積極国家）、国家の役割に、社会的・経済的弱者の保護が加わった（福祉国家）。

その結果、政治に占める行政の比重が極度に増し、現代では、議会によるコントロールが低下する現象が生じている（行政国家現象）。

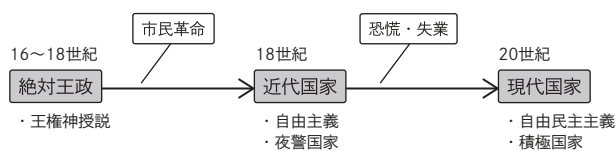
CHECK

社会権の登場

資本主義経済が発展すると、貧困や失業が問題となり、国に対して積極的な政策を求めることができる社会権が、憲法上の権利として登場しました（国家による自由）。

社会権を初めて保障したのは、ドイツのワイマール憲法（1919年）であり、明文で「人間に値する生活を保障する」と規定されました。

〔国家観の変遷〕



第2 近代の政治思想

C

市民革命の際、民主政治の原理となる思想を展開して、市民革命による民主政治の成立に影響を与えたのが、ホッブズ、ロック、ルソーらが唱えた社会契約説である。

社会契約説は、17世紀から18世紀の市民革命期の代表的な政治思想である。これは、一切の社会的秩序のない「自然状態」を想定し、そこから個人が自然権を確保するために相互に社会契約を結び、その結果として国家が設立されるという理論構成をとる。

[社会契約説の代表的な思想家・哲学者]

思想家・哲学者	説明
T.ホッブズ	社会契約説の考え方を初めて主張したのは、イギリスの哲学者ホッブズである。 ホッブズは、『リヴァイアサン』のなかで、人間は自然状態において自由かつ平等であるが、各人が自己保存の実現を求めるために相互不信が生まれ、自然状態のままでは「万人の万人に対する闘争」の状態となってしまうとした。そこで、人民は社会契約を結んで国家を設立して、自己の自然権である自己保存権を主権者に全面譲渡してその支配に従うと説いた。
J.ロック	イギリスの政治思想家ロックは、『統治二論（市民政府二論）』のなかで、自然状態を一応は平和な状態であるが、不安定で闘争状態へと転落する可能性があるものとして、この不安定な状態を脱却して自然権の享受を確実なものとするために、人民は社会契約によって政府を設立して、自然権の保全を政府に信託すると説いた。 さらに、政府が信託に反する活動をした場合は、人民は政府に対して抵抗する権利（抵抗権）や、政府を取り替える革命権を行使できるとし、イギリス名誉革命（1688年～）を擁護した。
J.J.ルソー	フランスの啓蒙思想家ルソーは『社会契約論』のなかで、自然状態のもとでは、人間は相互の依存関係を欠いた完全に孤立した状態であり、自由で自足的な幸福を享有しているとした。しかし、現実の社会（文明社会）は、自然状態のもとで人間が有していた善性や自由や平等が失われ、私有財産制に基づく不平等と支配と悪徳のはびこる社会である、と批判した。そこで、墮落した現実社会を改めて人間性を回復するために、各人は社会契約を結んで共同体を設立し、共同の利益をめざして決して誤ることのないように、自身のもつすべての権利とともに自分自身をも完全に委譲すべきであると説いた。そして、個人の自由と平等を維持するためには、人民が主権を握っている必要があるとし、議会では直接民主制を理想とした。 このようなルソーの思想は、フランス革命（1789年～）に影響を与えた。

 CHECK

その他の思想家・哲学者①
イギリスの法律家クック（コーク）

「国王といえども神と法の下にある」というブラクトンの言葉を引用し、王権神授説（国王の権威権力は神から授けられたとする考え方）に立つ国王ジェームズ1世と対立し、コモンローの理念、法の支配の概念を説きました。また、クック（コーク）は権利請願の起草者でもあります。

 CHECK

その他の思想家・哲学者②
フランスの啓蒙思想家モンテスキュー

『法の精神』の中で、政治権力を立法権・行政権（執行権）・司法権（裁判権）の三権に分割する三権分立を用いて、自由と権力の均衡を図り、国民の基本的人権を保障することを説きました。特にアメリカの大統領制はこの理論を受け継いだものといえます。

第3 人権宣言

人権宣言は、1215年にイギリスで制定されたマグナ＝カルタや、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）などに始まる。しかし、これらが宣言する権利は、イギリス人が歴史的にもっている権利であって、「人であれば生まれながらにして当然にもっている権利＝近代的な人権」を保障したものではなかった。

初めて人権を生来の自然権として宣言したのは、バージニア権利章典、アメリカ独立宣言、フランス人権宣言である。

- ① バージニア権利章典とは、1776年に起草されたアメリカ合衆国バージニア州の憲法で、基本的人権の保障を宣言した世界最初の成文憲法とされているものである。
- ② アメリカ独立宣言（1776年）は、生命・自由および幸福の追求を生まれつき授けられた権利であると宣言した。
- ③ フランス人権宣言（1789年）は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗であるとして、自然権を具体的に規定した。人権宣言では、絶対王政への反発から、主に国家権力の濫用から個人の自由を守る自由権が保障された（「国家からの自由」）。

C

CHECK

フランス人権宣言について

フランス人権宣言は、「権利の保障がなく、権力分立が定められていないすべての社会は憲法を持たない」（16条）とするなど、精神的自由権、身体的自由権、経済的自由権等の「自然的権利」、市民の立法参加権等の「市民の権利」、「権力分立」等を規定しました。

【各国の革命 憲法の制定】

イギリス	1688年の名誉革命の後、翌1689年に「権利章典」が制定された。権利章典は、イギリス臣民の「古来の権利と自由」の名において諸権利を擁護するものであったが、イギリス人の権利保障にとどまっていた点で近代の人権宣言とはいえないものであった。
アメリカ	1776年に連邦議会において13州の宣言（独立宣言）がなされた。1787年にフィラデルフィアの憲法制定会議で世界最初の近代的成文憲法である合衆国憲法が制定され、1788年に発効した。
フランス	1789年にバスティーユ牢獄襲撃をきっかけとしたフランス革命が起き、同年、国民議会は「人権宣言」を採択した。
ロシア	1917年に社会主義革命が起き、その後、ロシア・ウクライナ・ベラルーシ・ザカフカースの4か国により、「ソヴィエト社会主義共和国連邦（ソ連）」が建国された。
ドイツ	1919年にワイマール憲法が制定された。1933年のナチス党による政権掌握までの共和国は「ワイマール共和国」と呼ばれる。